

(名称)

第1条 本会は、「豊田市公共交通会議」(以下「交通会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 交通会議は、平成17年4月1日の市町村合併を踏まえ、新豊田市の公共交通のあり方を検討し、「都市圏としての一体性の形成」、「都市と農山村の共生」、「交流人口の拡大による地域の活性化」を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第3条 交通会議は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 豊田市の公共交通計画の検討
- (2) 広域的な基幹バスネットワークの検討
- (3) 計画の定期的な見直し
- (4) 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会(以下、「協議会」という。)を兼ね、福祉及び過疎地有償運送に関する協議・検討
- (5) その他豊田市の公共交通の利用促進に関すること

(委員)

第4条 交通会議の委員は、別表1に掲げるものとする。

- 2 福祉有償運送に係る協議・検討の際の臨時委員は、別表2に掲げるものとする。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、荻野弘 豊田工業高等専門学校環境都市工学科 教授 とする。
- 3 副会長は、会員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 交通会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長不在のとき会長の指示により議長を務める。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させることができる。

(事務)

第8条 交通会議及び協議会の運営に係る事務は、豊田市 都市整備部 交通政策課で行う。

2 福祉有償運送に係る事務は、豊田市福祉保健部障害福祉課で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか交通会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成17年 8月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成17年10月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年 2月 2日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年 5月31日から施行する。

## 豊田市公共交通会議 委員名簿

平成18年5月31日現在

氏名は敬称略

別表1「委員名簿」

氏名	団体、部署名、役職
荻野 弘	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
野田 宏治	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
<b>山本 慎治</b>	豊田市区長会 <b>会計</b>
<b>正木 恒男</b>	豊田市老人クラブ連合会 <b>第2事業部長</b>
新田 都子	豊田市消費者グループ連絡会 会長
安藤 寿昭	豊田市PTA連絡協議会 推薦
藪押 光市	豊田商工会議所 <b>総務企画部 次長</b>
平岩 博	豊田市社会福祉協議会 事務局長
本田 ・ 広	名古屋鉄道(株) 東部支配人
梶原 雅一郎	愛知環状鉄道(株) <b>運輸部</b> 管理課長
鈴木 和洋	名鉄バス(株) 豊田営業所 営業所長
岸本 康典	愛知県タクシー協会 豊田支部 支部長
田中 昇	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 企画調整官
福本 充	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 工務課長
水谷 哲士	愛知県 <b>地域振興部</b> 交通対策課長
<b>鈴木 實</b>	愛知県 豊田加茂建設事務所 維持管理課長
<b>大山 明夫</b>	愛知県 豊田加茂建設事務所 足助支所 管理課長
下尾 強	愛知県警察 豊田警察署 交通課長
<b>服部 孝文</b>	愛知県警察 足助警察署 交通課長
<b>小野田 武文</b>	豊田市 都市整備部長
事務局	豊田市 都市整備部 交通政策課

別表2「臨時委員名簿」

氏名	団体、部署名、役職
濱田 広美	想定される有償運送の利用者
星沢 康子	想定される有償運送の利用者
佐藤 健次	想定される有償運送の利用者
加藤 水竹	バス、タクシー等関係交通機関運転者
<b>山田 芳喜</b>	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 輸送課長
<b>鈴木 吉成</b>	豊田市 福祉保健部長